

平成 26 年 7 月 22 日

子ども・子育て審議会会長

森田 明美 様

西東京市私立保育園園長代表

要 望 書

子ども・子育て審議会において多岐にわたる論議につきまして、感謝申し上げます。関係者におかれましては、より良い制度になる事を願っていることはもとより承知いたしておりますが、新制度発足に際し、以下の事を再確認いただきたく要望いたします。

1 現行保育水準の低下を招かない

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る基準について」等、国基準で条例化を進めることについて審議会専門部会において論議されましたが、保育における必要な経費等について、現行の補助水準を下回ることが無い事を再度確認いたしたくお願いします。

新制度においては「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が示されており、これまで以上に自治体の主体性を発揮できるものと考えられます。待機児童解消は緊急の課題ではありますが、西東京市ならではのプランの実現を図り、子育て環境をワイワイプランにある 4 つの基本理念・4 つの基本方針が、真に実行できるものであることを要望します。

2 今後の議論として 住民サービス等運営に係る矛盾の改善について

① AB 階層等の保育料の減免に係る、延長保育料の補償について

西東京市における保育料減免制度については適切な配慮として、異論はありません。

しかし運営にかかる費用として、補償（補填）される仕組みもなく、延長保育・補食給食はどこからも補填されることなく、現在は施設側の持ち出し（補食調理員の配置もなされていない）のなかで、実施されております。施設側に負担を強いる事の無いよう補填してください。

② 11 時間開所と 11 時間 14 分開所に係る運営費の矛盾の改善について

イ 今後 11 時間開所とする。

ロ やむをえず 11 時間 15 分の開所とする場合、その経費は公設民営園へ補償する。

民間保育園にこの開所時間を求める場合も同様とする。

国の示す保育園開所時間は 11 時間と定められておりますが、西東京市の公立・公設民営園

では 11 時間 15 分までを求められており、実施いたしております。

現在この 15 分は施設側のサービスとして行われているものです。今後 11 時間 15 分が開所時間として定められるならばその経費を補償してください。

③ 一時保育の予約システムの改善について

現行の予約システムを改善していただきたい。

一般の予約システムと同じであるため、前日深夜のキャンセル・変更等もしばしばあり、保育上配慮が必要なことに対して対応できない（アレルギー児や配慮を必要とする児童の受入等）こともあり、現場は混乱しています。また稼働率も悪く（別紙参照）利用したい人への課題も残されております。キャンセル料の徴収等も含め、今後の在り方について再検討を要望します。

④ 2号・3号認定者の保育時間の認定に係る問題について

2号・3号認定者の保育時間は、「保育短時間＝9時から17時」、「保育標準時間＝7時から18時」を基本保育時間とする。

子どもの生活リズム等に係る問題や権利保障の観点から保育に必要な時間を定め、保護者の都合等で登降園が不安定とならないよう、子どもの居場所の安定化を図れるような制度としてください。

以上